

岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画

令和4年3月

岐阜県

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本事項	2
第2章 旧計画の評価	3
1 ごみの排出抑制	3
2 ダイオキシン類の排出削減	3
3 ごみ焼却等施設の集約化	4
第3章 本計画の基本方針	6
1 本計画の策定に係る基本的な考え方	6
2 計画の推進・進行管理	6
3 広域化・集約化について具体的に検討する際に考慮する事項	6
第4章 広域化ブロックごとの廃棄物処理体制	9
1 広域化ブロック区割りの見直し	9
2 広域化ブロックごとのごみ焼却等施設数の検討	10
3 広域化ブロックごとのごみ焼却等施設の計画	13
4 本計画策定後の広域化ブロックごとのごみ焼却等施設の方向性	15
5 ごみ焼却等施設以外の廃棄物処理施設	15
第5章 計画の推進・進行管理	17
1 各主体の役割	17
2 計画の進行管理	19
参考資料	
表1 資源化施設の今後の予定	20
表2 粗大ごみ処理施設の今後の予定	24
表3 最終処分場の今後の予定	25

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づき、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の排出抑制を図るため、平成11年3月に「岐阜県ごみ処理広域化計画」（以下「旧計画」という。）を策定しました。

旧計画策定後20年余りの間に、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の大幅な排出削減が図られ、循環型社会の実現に向けた3R（排出抑制・再使用・再生利用）を推進すべく法整備が進められるなど、ごみ処理に係る状況は大きく前進しました。一方、人口減少や厳しい財政状況により、一般廃棄物処理を担う市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）では、廃棄物処理に係る担い手の不足や老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大といったごみ処理の安定的かつ持続可能な事業運営に関する課題が生じています。さらに、地球温暖化などの気候変動問題や、近年頻発化している大規模災害に備え、一般廃棄物処理における温室効果ガスの排出抑制やエネルギー回収の促進、災害廃棄物処理の適正化・迅速化など、新たな課題への対応や、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献が必要とされています。

このような状況下において、平成31年3月に環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）が発出されました。この通知において、都道府県は市町村等と連携のうえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定することが求められています。

これらを踏まえ、本県では、一般廃棄物の処理主体である市町村等と連携し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、持続可能な適正処理の確保に向けた新たな「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の基本事項

(1) 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき策定する都道府県廃棄物処理計画において、同条第 2 項の規定に基づき一般廃棄物の広域的な処理に関する事項を定めることとされており、「第 3 次岐阜県廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月）（以下「県廃棄物処理計画」という。）においては、市町村と連携して広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することを掲げています。

このことを踏まえて、本計画は「県廃棄物処理計画における一般廃棄物の広域的な処理の基本方針」と位置付けることとします。

なお、廃棄物処理法第 4 条第 2 項の規定により都道府県は市町村に対して技術的援助に努めることとされています。

(2) 計画期間

令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間とし、県廃棄物処理計画との整合性を確保します。

なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）の施行や新型コロナウイルス感染症の影響など、一般廃棄物処理を取り巻く環境や社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じ計画を見直すこととします。

第2章 旧計画の評価

1 ごみの排出抑制

旧計画においては、ごみ処理の基本として、ごみの絶対量を減少させることが最も重要であることを掲げ、地域の実状に合わせ、広域的処理が可能となる分別収集を図るとともに、住民に対する普及・啓発を努めることとしていました。

旧計画策定後のごみ総排出量の推移をみると、表1のとおり、一時的に増加傾向もみられましたが、現在は減少傾向に転じており、平成30年度のごみ総排出量は652千tであり、旧計画始期（平成11年度）の693千tから減少しました。

表1 ごみ総排出量の推移

年度	H11	H16	H21	H26	H30
ごみ総排出量 (t)	693,235	734,156	736,104	680,621	652,087

(出典：一般廃棄物処理実態調査)

2 ダイオキシン類の排出削減

旧計画においては、ダイオキシン類の排出削減を主目的に位置付けており、既存のごみ焼却施設におけるダイオキシン類の排出削減のための恒久対策を実施し、新設のごみ焼却施設を含め、さらなる削減を図っていくこととしていました。

旧計画策定後、高度な排ガス処理装置の普及や安定的な燃焼状態の確保が維持できるようになり、表2のとおり、平成30年度のダイオキシン類排出量の実績値[※]は、旧計画で推計された平成30年度の排出量予測の1/2以下の水準まで減少しました。

表2 ダイオキシン類排出量の予測と実績値※との比較

年度		H10	H20	H30
ダイオキシン類排出量 (g-TEQ/年)	排出量予測	—	1.88	0.42
	実績値※	23.48	1.47	0.18

※平成10年度の実績値は旧計画での推計、平成20年度及び平成30年度の実績値は次のとおり推計。

$$\text{実績値 (g-TEQ/年)} = \text{排ガス量 (m}^3\text{N/年)} \times \text{排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m}^3\text{N)} \times 10^9$$

- ・排ガス量は、ごみ1tの焼却において5,000m³Nとして推計。
- ・排ガス中のダイオキシン類濃度は、各年度における測定実績（各施設の実績合計）を使用、炉が複数ある場合は、高い方の数値を採用した。

（出典：県廃棄物対策課調べ）

3 ごみ焼却等施設の集約化

（1）ごみ焼却等施設数

表3のとおり、ごみ焼却等施設数は、県全体で平成10年度の38施設から、平成30年度には21施設と、約1/2に集約化されました。

また、ブロック別の施設数は、岐阜市・羽島市・羽島郡ブロックで2施設、西濃ブロックで7施設、南濃ブロックで1施設、中濃・郡上ブロックで2施設、東濃東部ブロックで2施設、飛騨ブロックで3施設が減少しました。

表3 旧計画におけるブロックごとのごみ焼却等施設数の推移

ブロック名	H11	H20	H30
岐阜市・山県郡	2	1	2
岐阜市	1	1	1
岐阜市・羽島市・羽島郡	2	1	0
各務原市	1	1	1
西濃	8	7	1
大垣市	1	1	1
南濃	3	2	2
中濃・郡上	4	4	2
可茂	1	1	1
東濃西部	4	4	4
東濃東部	4	3	2
飛騨	7	4	4
合計	38	30	21

(出典：県廃棄物対策課調べ)

(2) 処理能力 100 t / 日以上のごみ焼却等施設の設置状況

旧計画において、新設する施設は、最低でも 100 t / 日以上のごみ焼却等全連続燃焼式ごみ焼却施設を原則とし、発電等に余熱利用を効率的に実施することが可能な能力である 300 t / 日以上を目指すこととしていました。

旧計画策定後、13 施設が新設され、そのうち、全連続燃焼式ごみ焼却施設で 100 t / 日以上のごみ焼却等処理能力の施設が 4 施設設置されました。

第3章 本計画の基本方針

将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、市町村等と連携し、次に示す基本的な考え方によって新たに本計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進します。

なお、ごみ処理において最も重要なことはごみの減量化であることから、施設整備費や処理費、エネルギーの削減、廃棄物処理施設の延命化など、持続可能な適正処理を確保するため、県廃棄物処理計画や各市町村の一般廃棄物処理基本計画等に基づく施策により、ごみ減量化及びリサイクルの推進に取り組み、ごみの焼却処理量等を可能な限り削減します。

1 本計画の策定に係る基本的な考え方

- ・ 令和 32 年度における人口減少などによるごみ排出量予測等を踏まえ、ごみ焼却等施設の望ましい姿（配置・施設数）を設定します。
- ・ 各市町村の現在のごみ処理施設整備計画を活かしつつ、新たに広域化ブロックを設け、当面の令和 12 年度のごみ焼却等施設数の目標を設定します。
- ・ ごみ焼却施設については、エネルギー利活用の観点から、100 t / 日以上の上全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置することとし、可能な限り 300 t / 日以上のごみ焼却施設の設置も目指すこととします。

2 計画の推進・進行管理

- ・ 県は、広域化ブロック会議を開催し、市町村の協議・検討を支援するとともに、広域化ブロックごとの施設整備の進捗を管理します。
- ・ 市町村は、広域化ブロック内で、ごみ処理の広域化、ごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）の実現可能性やごみ分別区分の統一化、費用分担等具体的な課題を協議します。

3 広域化・集約化について具体的に検討する際に考慮する事項

本計画策定後、市町村が主体となって広域化・集約化について具体的に検討する際に考慮する事項は、次のとおりです。

(1) 持続可能な適正処理の確保

人口減少による一般廃棄物処理の担い手不足、厳しい財政状況や老朽化した廃棄物施設の増加に伴う安定的かつ持続可能なごみ処理の事業運営の非効率化等が懸念されており、あらためて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があります。

このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、施設間の連携により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化に努めます。

また、ごみ処理施設への廃棄物の運搬は、生活環境の保全の観点から経路を検討する必要があります。さらに、大規模災害時においても稼働できるような廃棄物の運搬経路を確保しておく必要もあります。

(2) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品廃棄物や容器包装廃棄物を分別収集して再商品化するなど、様々な廃棄物の資源化に努めます。

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギーを利用することで温室効果ガスの排出削減にもつながることから、地域特性に応じて、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが望まれます。

また、廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル及びエネルギーの利用に必要な量が確保されることが期待されます。

(3) 災害対策の強化

ごみ処理施設の整備にあたっては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、災害に対する施設の強靱化を図ることで、地域の防災拠点として、特にごみ焼却施設については、大規模災害時にも稼働を可能とすることにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できます。

また、災害時の広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との連携体制の構築を進めることが重要です。

(4) 気候変動対策の推進

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化、発電や熱利用等の効率的なエネルギー回収を行い、温室効果ガス排出量の削減及び廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減に努めます。

(5) 地域への新たな価値の創出

ごみ処理施設整備にあたっては、効率的なエネルギー回収による地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用など、各地域の状況やニーズに応じて社会インフラとしての機能を高め、地域循環共生圏の核となりうるごみ処理施設の整備を目指します。



第4章 広域化ブロックごとの廃棄物処理体制

ごみ焼却等施設に係る広域化ブロック区割りを見直し、広域化ブロックごとのごみ焼却等施設数を検討し、目標を設定しました。

なお、ごみ焼却等施設以外の廃棄物処理施設について、資源化施設及び粗大ごみ処理施設については、ごみ焼却等施設の処理対象に影響を受けることから、ごみ焼却等施設の統合等にあわせて集約化の可能性を検討することとします。最終処分場については、残余容量やごみ焼却等施設の統合等を踏まえて検討することとします。汚泥再生処理センター（し尿処理施設）については、（仮称）岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画において検討することとします。

1 広域化ブロック区割りの見直し

旧計画では、各圏域の意向を踏まえ、交通事情等の地理的条件、過去の経緯等の社会的条件を考慮し、最低でも処理能力が100t/日以上で、可能な限り、300t/日以上程度の施設が整備できるよう12ブロックに区割りし、1ブロック1施設とするよう目標を設定していました。

新計画では、滞りなく災害廃棄物処理ができる体制が必要であることも考慮しつつ、現在の岐阜圏域及び西濃圏域の一般廃棄物処理体制は2圏域をまたいで行われていることから、地域の意向・実情を鑑み、表4のとおり、岐阜・西濃ブロック、中濃ブロック、東濃ブロック、飛騨ブロックの4ブロックの広域化ブロック区割りとします。

表4 広域化ブロック区割り

ブロック名	構成市町村等
岐阜・西濃	岐阜市、各務原市、山県市、岐阜羽鳥衛生施設組合（岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町） 大垣市、垂井町、西濃環境整備組合（大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町）、 南濃衛生施設利用事務組合（海津市、養老町、関ヶ原町）
中濃	郡上市、中濃広域行政事務組合（関市、美濃市）、可茂衛生施設利用組合（美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町）
東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

2 広域化ブロックごとのごみ焼却等施設数の検討

ごみ焼却等施設は耐用年数が20年程度であり、また、基幹的設備改良も含めると、建設後30年程度運用されることを考慮し、約30年後である令和32年の県内の人口減少等に伴うごみ排出量予測を踏まえて、令和32年度の広域化ブロックごとのごみ焼却等施設数の望ましい姿を設定し、それを見据え令和12年度の施設数の目標を設定することとしました。

なお、令和12年度の施設数の目標を設定する際には、各市町村の現在のごみ処理施設整備計画を踏まえて、検討しました。

(1) 令和32年度の人口及びごみ排出量予測

約30年後である令和32年度までの人口予測は表5、ごみ排出量予測は表6のとおりです。人口もごみ排出量も、今後減少傾向であることを踏まえて広域化ブロック区割りを見直します。

表5 令和32年度の人口予測

広域化ブロック名	R2人口(人) (R2.10.1現在)	R32人口予測 (人)	R2人口に対する R32人口の割合 (%)
岐阜・西濃ブロック	1,151,990	943,301	81.9
中濃ブロック	364,282	292,865	80.4
東濃ブロック	323,574	230,519	71.2
飛騨ブロック	138,896	90,799	65.4

(出典：県統計課調べ(人口))

県廃棄物対策課調べ(人口予測))

表 6 令和 32 年度のごみ排出量予測

広域化ブロック名	R 2 ごみ排出量 (t/日)	R 32 ごみ排出量 予測 (t/日)	R 2 ごみ排出量に 対する R 32 ごみ排 出量の割合 (%)
岐阜・西濃ブロック	1,195	964	80.7
中濃ブロック	348	290	83.3
東濃ブロック	355	263	74.1
飛騨ブロック	135	96	71.1

(出典：県廃棄物対策課調べ)

(2) 令和 32 年度のごみ焼却等施設数 (推計)

表 5 のとおり、広域化ブロックごとの人口が令和 2 年度から令和 32 年度にかけて 65.4～81.9%に減少し、表 6 のとおり、ごみの排出量も 71.1～83.3%に減少します。目標施設数を設定するにあたり、表 6 のごみ排出量の減少割合と同様に、ごみ焼却等施設の必要処理能力も 71.1～83.3%に減少すると仮定し、上記の各広域化ブロックのごみ排出量予測を踏まえ、表 7 のとおり、各広域化ブロックにおける処理能力 300 t/日の施設数を推計しました。

表 7 令和 32 年度のごみ焼却等施設の処理能力・施設数 (推計)

広域化ブロック名	R 2 処理 能力 (t/日)	R 32 推計処理能力 (t/日)	R 32 推計焼却等 施設数
岐阜・西濃ブロック	1,458	1,176	4
中濃ブロック	483	402	2
東濃ブロック	496	367	2
飛騨ブロック	201	143	1

ごみ処理施設の被災に伴い廃棄物処理が滞らないようにするため複数の施設設置が必要であり、廃棄物処理を安定的に行う必要があることから、推計では複数設置が必要とされない飛騨ブロックについても令和 32 年度に 2 施設とします。

このため、令和 32 年度のごみ焼却等施設の望ましい姿としては、表 8 のとおり、岐阜・西濃ブロックで 4 施設、中濃ブロックで 2 施設、東濃ブロックで 2 施設、飛騨ブロックで 2 施設の県内で計 10 施設と設定します。

表 8 令和 32 年度のごみ焼却等施設の望ましい姿

広域化ブロック名	R 2 施設数	R 32 望ましい姿
岐阜・西濃ブロック	8	4
中濃ブロック	3	2
東濃ブロック	6	2
飛騨ブロック	4	2
合計	21	10

(3) 令和 12 年度のごみ焼却等施設数の設定

令和 32 年度のごみ焼却等施設の望ましい姿を見据えて、広域化・集約化の検討を着実に実施し、計画的に施設の集約化を進めるため、図 1 及び表 9 のとおり、令和 12 年度のごみ焼却等施設数を 20 施設以下と設定しました。

これは、各市町村の現在のごみ処理施設整備計画における市町村のごみ焼却等施設の新設・更新予定を踏まえたごみ焼却等施設数とも整合が図られています。

図 1 令和 32 年度の望ましい姿を見据えたごみ焼却等施設数

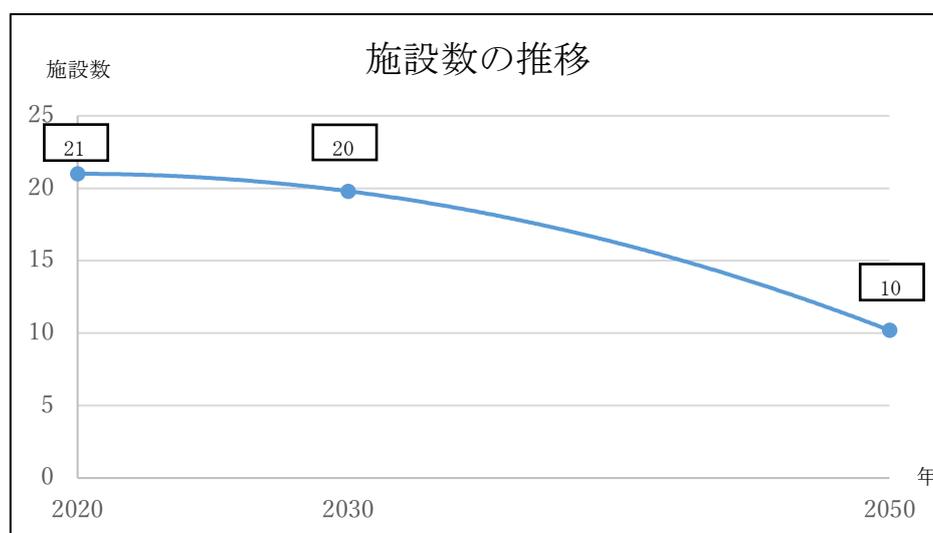


表9 令和32年度の望ましい姿を見据えた令和12年度の広域化ブロック別ごみ焼却等施設数

広域化ブロック名	R 2	R12 目標	R32 望ましい姿
岐阜・西濃ブロック	8	9	4
中濃ブロック	3	3	2
東濃ブロック	6	5	2
飛騨ブロック	4	3	2
合計	21	20	10

3 広域化ブロックごとのごみ焼却等施設の計画

○ 岐阜・西濃ブロック

表10のとおり、岐阜・西濃ブロックでは、令和2年度時点でごみ焼却等施設が8施設であり、今後、処理能力が100t/日以上のごみ焼却施設1施設が新設されることで令和12年度には9施設とする計画とします。

表10 岐阜・西濃ブロックのごみ焼却等施設

施設	R2				R12				備考
	市町村名	施設名	供用開始	能力	市町村名	施設名	供用開始	能力	
①	山県市	クリーンセンター (2炉)	H22.4	36t	山県市	クリーンセンター (2炉)	H22.4	36t	
②		掛洞プラント (1炉)	S54.3	150t		掛洞プラント (1炉)	S54.3	150t	
③	岐阜市	東部クリーンセンター (3炉)	H10.3	450t	岐阜市	東部クリーンセンター (3炉)	H10.3	450t	
④	羽島市	民間委託	—	—	羽島市	ごみ処理焼却施設 (2炉) 【岐阜羽島衛生施設組合】	R9.4	130t	R9.4新設
	岐南町	民間委託	—	—	岐南町				
	笠松町	民間委託	—	—	笠松町				
⑤	各務原市	北清掃センター (3炉)	H15.3	192t	各務原市	北清掃センター (3炉)	H15.3	192t	R8更新
⑥	大垣市	クリーンセンター (3炉)	H8.4	240t	大垣市	クリーンセンター (3炉)	H8.4	240t	R13.3まで延命
	瑞穂市		H16.3	90t	瑞穂市		H16.3	90t	
⑦	本巣市 北方町 揖斐川町 大野町 池田町 神戸町 輪之内町 安八町	西濃環境保全センター 【西濃環境整備組合】 (1炉、2炉)	H3.3	180t	本巣市 北方町 揖斐川町 大野町 池田町 神戸町 輪之内町 安八町	西濃環境保全センター 【西濃環境整備組合】 (1炉、2炉)	H3.3	180t	R12・15更新
⑧	垂井町	クリーンセンター (2炉)	H9.3	40t	垂井町	クリーンセンター (2炉)	H9.3	40t	将来的な施設集約化に向けて協議
⑨	海津市 養老町 関ヶ原町	清掃センター 【南濃衛生施設利用事務組合】 (2炉)	H21.1	80t	海津市 養老町 関ヶ原町	清掃センター 【南濃衛生施設利用事務組合】 (2炉)	H21.1	80t	
	小計			1,458t				1,588t	

○ 中濃ブロック

表 11 のとおり、中濃ブロックでは、令和 2 年度時点のごみ焼却等施設を 3 施設のまま維持する計画とします。なお、郡上市の 1 施設は老朽化のため、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設を統合した施設を新設し、郡上市内の施設の集約化を図ります。

表 11 中濃ブロックのごみ焼却等施設

施設	R2				R12				備考
	市町村名	施設名	供用開始	能力	市町村名	施設名	供用開始	能力	
⑩	関市	クリーンプラザ中濃	H15.3	168t	関市	クリーンプラザ中濃	H15.3	168t	R14から新設又は 長寿命化
	美濃市	【中濃広域行政事務組合】(3戸)			美濃市	【中濃広域行政事務組合】(3戸)			
⑪	郡上市	郡上クリーンセンター(2戸)	H18.4	75t	郡上市	(仮称)クリーンセンター(2戸)	R11.4	40t	R11.3廃止予定 R11.4新設予定
⑫	美濃加茂市	ささゆりクリーンパーク 【可茂衛生施設利用組合】(3戸)	H11.4	240t	美濃加茂市	ささゆりクリーンパーク 【可茂衛生施設利用組合】(3戸)	H11.4	240t	R21.4新設予定
	可児市				可児市				
	坂祝町				坂祝町				
	富加町				富加町				
	川辺町				川辺町				
	七宗町				七宗町				
	八百津町				八百津町				
	白川町				白川町				
東白川村	東白川村								
御嵩町	御嵩町								
小計				483t	448t				

○ 東濃ブロック

表 12 のとおり、東濃ブロックでは、令和 2 年度時点でごみ焼却等施設が 6 施設であり、今後、1 施設が廃止されることで令和 12 年度には 5 施設とする計画とします。

表 12 東濃ブロックのごみ焼却等施設

施設	R2				R12				備考
	市町村名	施設名	供用開始	能力	市町村名	施設名	供用開始	能力	
⑬	多治見市	三の倉センター(2戸)	H15.4	170t	多治見市	三の倉センター(2戸)	H15.4	170t	R14.3まで稼働 その後は未定
		笠原クリーンセンター(2戸)	H11	18t		※笠原クリーンセンターは休止			
⑭	土岐市	環境センター(3戸)	H2.3	70t	土岐市	環境センター(3戸)	H2.3	70t	R12まで稼働 その後は未定
⑮	瑞浪市	クリーンセンター(2戸)	H14.7	50t	瑞浪市	クリーンセンター(2戸)	H14.7	50t	R15.3まで稼働 その後は未定
⑯	中津川市	環境センター(2戸)	H16.4	98t	中津川市	環境センター(2戸)	H16.4	98t	R14まで稼働 その後は未定
⑰	恵那市	エコセンター恵那(RDF)	H15.4	90t	恵那市	エコセンター恵那(RDF)	H15.4	90t	R14まで稼働 その後は未定
小計				496t	478t				

○ 飛驒ブロック

表 13 のとおり、飛驒ブロックでは、令和 2 年度時点でごみ焼却等施設が 4 施設であり、今後、2 施設を廃止、1 施設に集約し、令和 12 年度には 3 施設とする計画とします。

表 13 飛驒ブロックのごみ焼却等施設

施設	R2				R12				備考
	市町村名	施設名	供用開始	能力	市町村名	施設名	供用開始	能力	
㊸	下呂市	クリーンセンター (2戸)	H31.4	60t	下呂市	クリーンセンター (H31.4) (2戸)	H31.4	60t	
	白川村	委託	—	—	白川村	委託 (高山市)	—	—	
㊹	高山市	資源リサイクルセンター (2戸)	S61.3	100t	高山市	ごみ処理焼却施設 (2戸)	R8.4	95t	R8.4新設
		久々野クリーンセンター (2戸)	H2.3	16t					
㊺	飛驒市	クリーンセンター (2戸)	H25.4	25t	飛驒市	クリーンセンター(H25.4) (2戸)	H25.4	25t	R15.3まで稼働 その後は未定
	小計				201t				180t

4 本計画策定後の広域化ブロックごとのごみ焼却等施設の方向性

広域化ブロック内における市町村ブロック会議等において、広域化・集約化の実現可能性等を協議し、広域化・集約化を検討します。

また、広域化・集約化を検討する際は、ごみ排出量予測に加え、資源化量の実績値及びプラスチック資源循環法の施行などを踏まえた予測値、ごみの収集運搬方法や、ごみ焼却等施設以外の廃棄物施設の広域化・集約化なども含め、総合的に検討します。

なお、東濃ブロックでは、令和 12 年度以降、令和 12～15 年度の間に 5 市の施設とも相次いで更新時期を迎えるため、次期計画での広域化・集約化に向け、具体的な協議・検討を開始します。

5 ごみ焼却等施設以外の廃棄物処理施設

市町村のごみ処理施設整備計画をもとに、施設の新設、廃止、統合、長寿命化について参考資料表 1、参考資料表 2 及び参考資料表 3 のとおり今後の予定を示します。

ごみ焼却等施設の広域化・集約化の状況を踏まえ、今後、広域化・集約化の可能性を検討します。

(1) 資源化施設及び粗大ごみ処理施設

資源化施設及び粗大ごみ処理施設の今後の予定については、参考資料表 1 及び参考資料表 2 のとおりです。今後、各広域化ブロックにおいて、ごみ焼却等施設の統合やプラスチック資源循環法の施行等を踏まえて、広域化・集約化の可能性を検討します。

(2) 最終処分場

最終処分場の今後の予定については、参考資料表 3 のとおりです。一部事務組合における設置に加え、その構成市町村においても設置されている場合や、市町村内で複数設置されている場合があり、今後は、各広域化ブロックにおいて、残余容量の状況やごみ焼却等施設の統合等を踏まえて、広域化・集約化の可能性を検討します。

第5章 計画の推進・進行管理

1 各主体の役割

安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築するためには、県民、事業者等、市町村、県が連携し、広域化・集約化に向けた取組を進めることが求められます。

(1) 県民

県民は、自らが廃棄物の排出者であることを認識し、これまでのライフスタイルを見直し、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用を通じて持続可能な循環型のライフスタイルに転換する必要があります。

① ごみ減量化の推進

マイバッグ・マイボトルの利用、使い捨て商品の使用削減、食品ロスの削減、環境にやさしい買い物（グリーン購入）等に努めます。

② リサイクルの推進

リユース、リサイクル製品や耐久性に優れた製品を優先的に選択します。

(2) 事業者等

事業者等は、製造から廃棄まで循環的利用と適正処理を考慮した事業活動に取り組むとともに、排出抑制と再資源化に取り組む必要があります。また、サーキュラー・エコノミーの実現のため、廃棄物を生み出さない設計などに取り組むことが求められます。

① ごみ減量化の推進

簡易包装、レジ袋削減、マイバック使用の促進やごみが発生しにくい製品、再資源化しやすい製品等の開発、製造等に努めます。

② リサイクルの推進

可能な限り再資源化を推進し、事業者や業界との連携により、再生資源の利用や用途の拡大を促進します。

(3) 市町村

市町村は、一般廃棄物の処理主体として、ごみの減量化とリサイクルの推進に向け取り組むとともに、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築する主体として、広域化・集約化を推進する必要があります。

① 広域化・集約化の推進

本計画策定後、市町村は広域化・集約化を推進するため、広域化ブロック内で会議等により広域化・集約化の実現可能性、ごみ分別区分・方法の統一化、費用分担、施設建設候補地の選定等の検討・調整を行います。

② ごみ減量化及びリサイクルの推進に向けた取組

市町村の一般廃棄物処理基本計画等に基づき、ごみの減量化や、プラスチック使用製品廃棄物や容器包装廃棄物を分別収集して再商品化するなどのリサイクルの推進に取り組み、安定的な廃棄物処理体制の構築を図ります。

また、地域の特性に応じて、廃棄物系バイオマスを活用するなど、マテリアルリサイクルを推進します。

③ 災害対策の強化

ごみ処理施設の整備にあたっては、施設の耐震化など災害に対する施設の強靱化を図るとともに、地域の防災拠点としての活用を考慮します。

また、年々激甚化する大規模災害に備え、広域的な災害廃棄物処理を見据えた処理体制を構築します。

(4) 県

広域的な調整が必要となるため、市町村間の調整に係る支援や、広域化・集約化の進行管理、市町村への技術的援助を行い、広域化・集約化を推進します。

① 計画の進行管理

毎年度、県は、広域化ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行います。

② 市町村の支援・助言・調整等

県は、広域化ブロックにおいて広域化・集約化が円滑に進むように、必要に応じて市町村への支援・助言・調整等を行います。

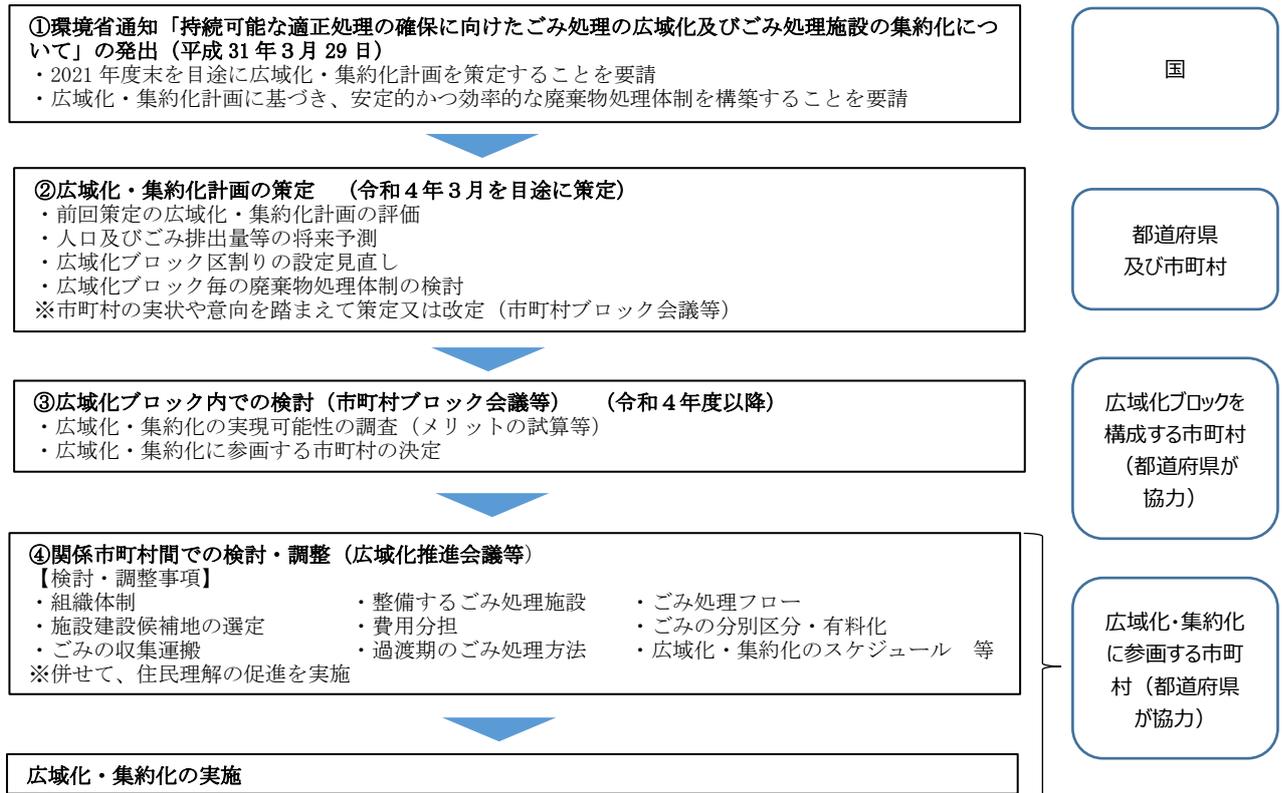
③ 災害対策の強化

県は、県内市町村をまたぐ又は県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との連携体制の構築を進めます。

2 計画の進行管理

毎年度、県は、広域化ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行います。(再掲)

図2 広域化・集約化に向けたフロー図



(出典：広域化・集約化に係る手引き (令和2年6月環境省) をもとに県が作成)

参考資料表1 資源化施設の今後の予定

市町村等名	施設名称	設置年月	処理能力 (t/日)	処理内容	処理内容廃棄物	今後の予定
岐阜・西濃ブロック						
岐阜市	岐阜市リサイクルセンター	H9.4	53t/日	選別・圧縮・梱包	ビン、カン、ペットボトル	R4.3廃止予定
	岐阜市リサイクルセンター	R4.4	46.1t/日	選別・圧縮・梱包	ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装	
羽島市	羽島市資源物ストックヤード	H21.1	—	選別	無色びん、茶色びん、その他びん、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、白色トレイ、新聞紙、雑誌類、チラシ、ダンボール、牛乳パック・飲料用紙パック、蛍光灯・電球、乾電池、廃食用油、古着、不燃ごみ	
各務原市	各務原市北清掃センター リサイクルセンター	H12.12	3t/5h	選別	ペットボトル	長寿命化(R20年度まで延命化)
	各務原市北清掃センター リサイクル施設	H23.3	かん3t/5h びん6t/5h	選別・圧縮・破砕	かん類 ビン類	長寿命化(R20年度まで延命化)
瑞穂市	瑞穂市美来の森	H10	—	選別・圧縮・梱包・破砕	金属類、ガラス・陶磁器類、ビン・缶・ペットボトル・古紙類(布含む)・プラスチック・容器包装プラ・小型家電・電池・蛍光灯・ライター・廃棄タイヤ・剪定枝	長寿命化(R23年度まで延命化)
本巣市	真正ストックヤード	H17.6	—	選別	びん、金物類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、乾電池、蛍光灯・電球、ガラス類・化粧びん、陶磁器、刃物、ライター、新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、飲料用パック、粗大ごみ(可燃・不燃)	

市町村等名	施設名称	設置年月	処理能力 (t/日)	処理内容	処理内容廃棄物	今後の予定
本巢市	本巢ストックヤード	H18.6	-	選別	びん、金物類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、乾電池、蛍光灯・電球、ガラス類・化粧びん、陶磁器、刃物、ライター、新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、飲料用パック、粗大ごみ（可燃・不燃）	
	根尾ストックヤード	H17.6	-	選別	びん、金物類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、乾電池、蛍光灯・電球、ガラス類・化粧びん、陶磁器、刃物、ライター、新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、飲料用パック、粗大ごみ（可燃・不燃）	
北方町	北方町リサイクルセンター	H17.4	3.36t/日	選別・圧縮・梱包・破碎	金属類、ガラス類、陶器類、ペットボトル、古紙類、プラ容器包装、布類、不燃物、粗大類	
大垣市	大垣市リサイクルセンター	H24.4	3.7t/5h	選別・圧縮・梱包	プラスチック	
神戸町	エコプラザごうど	H20	1.47t/日	選別	金属類、ガラス類、ペットボトル、紙類、プラスチック、布類	
輪之内町	輪之内町エコドーム	H14.10	1.31t/日	選別・圧縮	金属類、ガラス、ペットボトル、紙類、プラスチック、布類、小型家電、粗大ゴミ	
	輪之内町エコドーム管理棟（生ごみ処理棟）	H16	0.136t/日	生ごみ堆肥化	生ごみ	
池田町	北部リサイクルセンター	H12.8	2t/日	選別・圧縮・梱包	ペットボトル、プラスチック	
	南部リサイクルセンター	H31.3	4t/日 ※粗大と合算 (内訳不明)	選別・圧縮・梱包	ペットボトル、プラスチック	
南濃衛生施設利用事務組合	リサイクルセンター	H21.1	16t/日	選別・圧縮・梱包・破碎・溶解	プラ製容器包装、紙類、ビン類、缶類、発泡スチロール、陶器類、ペットボトル、タイヤ、剪定枝	R31.4に新施設整備予定(広域化も視野に入れて検討中)

市町村等名	施設名称	設置年月	処理能力 (t/日)	処理内容	処理内容廃棄物	今後の予定
中濃ブロック						
郡上市	郡上クリーンセンター	H18.4	13t/8h	選別・圧縮・梱包・破碎	ガラス類、陶磁器類、ペットボトル、プラスチック、布類、紙類、蛍光灯、廃乾電池、廃油	
中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃リサイクルプラザ	H15.3	12t/日	選別・圧縮・梱包	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、その他資源ごみ	
可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパークエコサイクルプラザ リサイクル施設	H11.4	66t/5h	破碎・選別	金属類・不燃粗大・可燃粗大・ガラス類	R21.4新設予定
東濃ブロック						
多治見市	リサイクルストックヤード	H17.4	—	選別・圧縮・梱包	ガラス類、ペットボトル	
中津川市	中津川市環境センター リサイクルセンター	H28.4	4.9t/日	選別・圧縮・破碎等	缶類、ビン類、ペットボトル、小型家電等	
瑞浪市	リサイクル広場	H14.7	—	選別・圧縮・梱包	無色びん、茶色びん、その他びん、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、蛍光管・電球、乾電池、廃食用油、小型家電	
恵那市	恵那市リサイクルセンター	H9.4	粉碎機4.5t/日 金属プレス機189t（主軸圧縮力） ペットボトル減容機300kg/時間 アルミ缶プレス機180kg/時間	粉碎	金属類、ペットボトル、アルミ缶	
土岐市	土岐市環境センター	H元.4	10.5 t /5h 1.5 t /5h	選別	アルミ缶 スチール缶	
			300kg/1h	圧縮	ペットボトル	

市町村等名	施設名称	設置年月	処理能力 (t/日)	処理内容	処理内容廃棄物	今後の予定
飛騨ブロック						
高山市	高山市資源リサイクルセンター容器リサイクル施設	H9.11	10t/5h	選別・圧縮・梱包	缶、びん、ペットボトル	
飛騨市	飛騨市リサイクルセンター	H27.4	2t/日 (破碎、圧縮・梱包)	破碎、圧縮・梱包、保管 (ストックヤード機能)	破碎 (可燃性粗大)、圧縮・梱包 (ペット、プラ製容器)、保管 (段ボール、新聞、雑誌、牛乳パック、衣類、缶、びん、蛍光灯、乾電池、廃食用油、鉄くず類、雑紙、プラ製品、小型家電、陶器・ガラス類)	
下呂市	下呂市クリーンセンター (リサイクル施設)	H5.4	2t/日	選別・圧縮・破碎	金属類、ガラス類、紙類の選別・圧縮・破碎	
	下呂市ペットボトル資源化施設	H10.4	2t/日	選別・圧縮・梱包	ペットボトルの選別圧縮・梱包	
白川村	白川村リサイクルハウス	H14	0.48t/日	選別・圧縮・破碎	紙・布・特定家庭用機器・粗大ごみ	

参考資料表 2 粗大ごみ処理施設の今後の予定

市町村等名	施設名称	設置年月	処理能力	今後の予定
岐阜・西濃ブロック				
岐阜市	東部クリーンセンター	R3.3	30t/5h	
各務原市	各務原市北清掃センター リサイクル施設	H23.3	34t/5h	長寿命化(R20年度まで延命化)
山県市	山県市クリーンセンター	H22.4	5t/5h	
池田町	南部リサイクルセンター	H31.3	4t/日	
西南濃粗大廃棄物処理組合	西南濃粗大廃棄物処理センター	H10.4	70t/5h	
中濃ブロック				
郡上市	郡上北部クリーンセンター	H10.4	8t/5h	R11.3廃止し、機能を（仮称）クリーンセンターに集約
	（仮称）クリーンセンター	R11.4	4t/5h	R11.4新設予定
中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃粗大ごみ処理施設	H1.3	50t/5h	
東濃ブロック				
中津川市	中津川市環境センター 粗大不燃施設	H16.4	17t/日	

参考資料表3 最終処分場の今後の予定

市町村等名	施設名称	設置年月	全体容積 (千㎡)	対象地域	残余容量 (千㎡)		残余容量が0に なる年度 (R12年までに 0になる場合)	今後の予定
					R7年	R12年		
岐阜・西濃ブロック								
岐阜市	大杉一般廃棄物最終処分場	H23.3	270.0	市内全域	92.8	43.5		
羽島市	羽島市一般廃棄物最終処分場	H8.4	35.1	市内全域	18.7	—		
山県市	山県市クリーンセンター	H22.4	26.0	市内全域	1.3	0.0	R9	
本巣市	本巣一般廃棄物最終処分場	H2	27.6	本巣	20.8	—		R11年更新予定
大垣市	荒川町一般廃棄物最終処分場	H4.9	87.0	市内全域	6.2	4.8		
	上石津町上多良一般廃棄物最終処分場	H15.2	104.0	市内全域	37.6	30.6		
	草道島町一般廃棄物最終処分場	S62.3	8.4	市内全域	2.3	1.7		
	墨俣町一般廃棄物最終処分場	H6.4	8.2	市内全域	7.2	7.2		
海津市	福江一般廃棄物最終処分場〔安定型〕	H14.4	53.2	旧海津町	39.5	38.0		
	今尾一般廃棄物最終処分場〔安定型〕	S58.7	24.8	旧平田町	9.0	7.8		
	戸田一般廃棄物最終処分場〔安定型〕	H3.4	24.4	旧南濃町	—	—	R3	R7.3廃止予定
養老町	養老町横屋一般廃棄物最終処分場	H4.4	39.0	町内全域	2.0	1.1		
	養老町祖父江一般廃棄物最終処分場	H13.7	19.8	町内全域	3.8	2.7		

市町村等名	施設名称	設置年月	全体容積 (千㎡)	対象地域	残余容量 (千㎡)		残余容量が0に なる年度 (R12年までに 0になる場合)	今後の予定
					R7年	R12年		
垂井町	垂井町矢取最終処分場	H9.12	6.4	垂井町	—	—		
	垂井町葉生最終処分場	S60.1	1.5	垂井町	1.313	1.288		
関ヶ原町	筑田最終処分場 (飛灰)	H20	7.6	海津市、養老町、 関ヶ原町	1.9	—		R10年廃止予定 次期は海津市に新設予定
神戸町	神戸町瀬古最終処分場	H17	28.3	神戸町内	10.7	9.8		
輪之内町	輪之内町最終処分場	H6.8	31.1	町内全域	10.6	10.5		
安八町	安八町一般廃棄物最終処分場	H8.4	12.3	町内全域	0.0	—	R7	R8.4更新予定
揖斐川町	坂内最終処分場	S48.4	0.8	坂内地区のみ (旧坂内村)	0.122	0.117		
西濃環境整備組合	一般廃棄物最終処分場	H28.4	19.2	構成市町全域	7.7	1.3		
西南濃粗大廃棄物処理組合	一般廃棄物最終処分場	H6.4	30.0	構成市町全域	10.0	8.0		
南濃衛生施設利用事務組合	一般廃棄物最終処分場	H21.4	7.6	海津市、養老 町、関ヶ原町	1.0	0.0	R10	R11.4新施設整備予定(広域化も視野に入れて検討中)
中濃ブロック								
美濃市	埋立処分場	S56.4	12.0	市内全域	4.0	3.0		
郡上市	白鳥管理型処分場	H9.4	4.1	市内全域	0.4	0.3		
	八幡市島埋立場	H17.1	12.7	市内全域	6.1	4.4		
	和良埋立場	H12.10	5.5	市内全域	2.1	2.0		

市町村等名	施設名称	設置年月	全体容積 (千㎡)	対象地域	残余容量 (千㎡)		残余容量が0に なる年度 (R12年までに 0になる場合)	今後の予定
					R7年	R12年		
美濃加茂市	山之上がれき処分場	H8.4	159.6	市内全域	139.5	138.7		排出量が低下しているため、廃止を検討中
可児市	大森瓦礫処分場	S60.4	40.5	市内全域	20.1	18.5		
	兼山瓦礫処分場	H4.11	2.0	市内全域	0.0	—	R7	
八百津町	錦織がれき処分場	S62	42.0	町内全域	38.0	38.0		
	久田見がれき処分場	H7	18.0	町内全域	17.0	16.0		
御嵩町	御嵩町南山一般廃棄物最終処分場	H22	4.3	町内全域	3.4	3.1		
中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃一般廃棄物最終処分場	S58.3	125.7	関市+美濃市	39.0	34.0		
可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク 最終処分場	H11.4	43.2	可茂管内	—	—	—	R7年度廃止予定
	緑ヶ丘クリーンセンター最終処分場	H3.8	33.4	可茂管内	2.9	2.7		
東濃ブロック								
多治見市	大畑センター (安定型)	S 47.6	2320.0	市内全域	116.0	111.0		
	(管理型)	H 22.6	35.0	市内全域	19.0	14.0		
	笠原クリーンセンター (管理型)	H 7.4	30.0	H28.4から受入休止 市内全域	29.0	29.0		
中津川市	中津川市環境センター 最終処分場	H16.11	73.1	市内全域	23.1	15.2		
瑞浪市	不燃物最終処分場	H17.1	52.5	市内全域	18.2	11.5		
恵那市	恵那市一般廃棄物最終処分場	H31.4	20.4	市内全域	2.2	0.0	R10	

市町村等名	施設名称	設置年月	全体容積 (千㎡)	対象地域	残余容量 (千㎡)		残余容量が0に なる年度 (R12年までに 0になる場合)	今後の予定
					R7年	R12年		
土岐市	土岐市環境センター (管理型)	H1.3	532.0	市内全域	207.0	174.7		
	土岐市環境センター (安定型)	H1.3	375.0	市内全域	201.1	182.0		
飛騨ブロック								
高山市	高山市資源リサイクルセンター埋立処分地	H17.3	104.7	市内全域	3.0	0.5		
飛騨市	松ヶ瀬最終処分場	H1.4	26.0	市内全域	12.4	11.7		
下呂市	下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場	R4.4	28.0	市内全域	—	—		R4年度使用開始予定
白川村	保木脇埋立地	S47	25.0	白川村内	6.0	6.0		

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます



岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画
(令和4年度～令和12年度)

発行年月:令和4年3月

発行者:岐阜県環境生活部廃棄物対策課

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-1111(代表) 内線 2715

FAX 058-278-2607